

令和元年度国外研修報告書

「保険競争をめぐる市場組織および相互扶助組織の特性に関する研究

ーヨーロッパ保険市場との比較を通じてー」

研 修 先 : SOAS University of London

(ソアス大学(ロンドン大学ソアス校))

研 修 期 間 : 令和元年9月1日から令和2年8月31日まで

研修協力者 : Senior Lecturer, Dr Helen Macnaughtan

上級講師、ヘレン・マクナートン博士

(国外研修員)

学部 商学部

職名 専任講師

氏名 根本篤司

保険競争をめぐる市場組織と相互扶助組織の特性に関する研究
—ヨーロッパ保険市場との比較を通じて—

根本篤司

1. はじめに

イギリスの経済社会において、保険業は製造業、公共部門に次いで重要な地位にあり¹、イギリスの経済成長を牽引する産業として保険業にかかる期待は歴史的にみても大きい。しかしながら、こうした経済環境をはじめ、保険会社を取り巻く社会環境、政府による規制環境は変容するもので、保険会社は絶えずその解決を求められる。

たとえばイギリスの人口の高齢化は、保険会社が最も重要視する検討課題の一つであろう。平均寿命の延伸は、老後の生活費や医療費、介護費用にかかる将来負担の見通しを難しくする。いわゆる長寿リスクの問題は、先進資本主義国に共通する問題であり、保険会社の経営戦略上の重要な課題となっている。また、長寿リスクの問題は、給付水準の引下げと受給開始期間の延長といった公的年金制度の制度改革に関連し、企業年金をめぐる企業負担にも表れている。さらには生活者の生活設計上の住宅購入、個人年金、貯蓄のプランニングにまで及ぶ。長寿リスクの問題は社会保障・企業保障・個人保障を跨いだ重層的な経済問題として深刻化している。

長寿リスクを引き受ける側である保険会社においても、保険引受リスクのヘッジが問題とされ、かかる意味で長寿リスク管理に積極的かつ効果的に取り組む保険会社の参入は望まれるだろう。ミクロ経済学的観点に立てば、新規参入企業の増加は市場組織の変容をもたらす、市場競争の展開を促す効果がある。深刻化するリスク問題と保険会社間の市場競争の特性を分析することは、保険供給者の持続可能性の条件を明示することにつながる。

上述の問題意識に基づき、イギリスを含むヨーロッパ保険市場との比較を通じて、長寿リスク問題と市場競争の特性に一定の示唆を与えることが本稿の目的である。

次節は長寿リスクの要因であるイギリスの人口の高齢化の観点から社会保障制度の改革を含む経済的保障の達成について考察する。ここでは個人年金・企業年金による私的年金の機能の重要性を理解する。3節では、老後の所得保障の需要拡大は契約者を獲得する競争を促すが、消費者利益を保護するためある程度規制が必要である。3節は、イギリスの保険業の動向を確認し、規制の構造から保険市場の特性の把握を試みる。保険市場の競争をめぐる社会環境と規制環境は関連する要素であり、それらの影響を踏まえて保険市場の現状を分析する。

¹ 保険業全体の資産評価は1兆4,780億ポンド、納税額はおよそ100億ポンドであり、また保険業界に関連する輸出は55億円で、これらは国内総生産（GDP）の0.4%を占めている Azima & Haditha. (2020).

2. 保険市場と社会環境

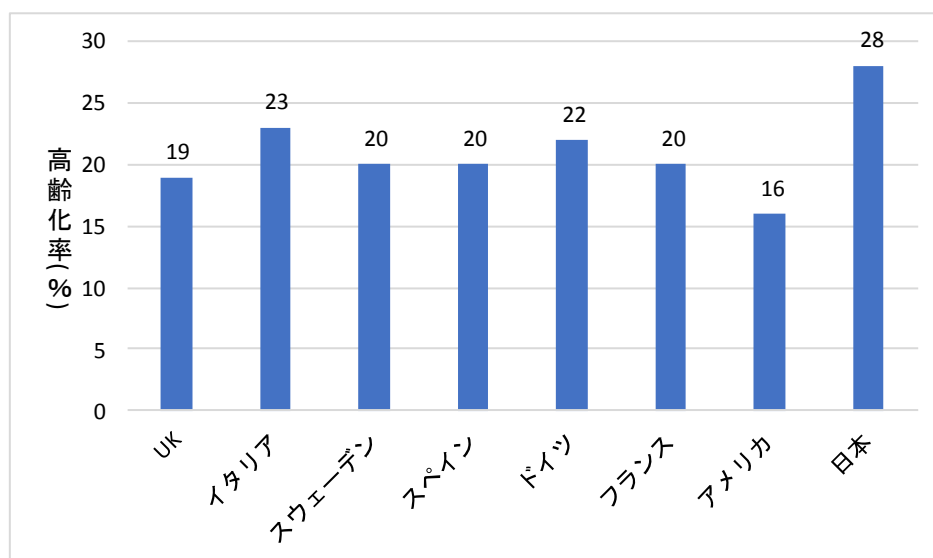
2-1. イギリス人口の高齢化

図表 2-1 により、人口における 65 歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率をみると、イギリスの人口の高齢化率は 19%であり、欧州の主だった国と近似した値を示している。日米の高齢化率の比較では、日本より高齢化率の水準は低く、アメリカの水準を大きく上回る。

イギリス国家統計局 (ONS) が公表した「Overview of the UK population: August 2019」によれば、先進諸国の他の国と同じようにイギリスの人口の高齢化が進展しており、出生率の低下と平均寿命の延伸にともなって、2050 年までには、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になることが予測されている。また 75 歳以上の後期高齢者の割合の増加も予測されている。

具体的には、2041 年までには 1960 年代の団塊の世代が 70 代・80 代へと移行し、2068 年までにはさらに 820 万人の 65 歳以上の人口が存在することが予想されている。その結果、イギリスの 65 歳以上の人口 (予測) は 2,040 万人となり、予測される人口に対する高齢化率は 26.4%まで上昇すると予想されている。1998 年の高齢化率は 15.9%、2018 年の高齢化率は 18.3%であり、2038 年の高齢化率の将来予測は 24.2%と算出されており、段階的な高齢化率の増加が見込まれている²。

図表 2-1 高齢化率の比較



出所：United Nations, 2020. World Population Prospects: 2019 Revision. より作成。

² Office for National Statistics. (2019), p.11-p.12.

他方、16歳未満の人口は1997年の20.5%（1998年）から2018年には19.0%に減少し、予測では2038年に17.4%にまで減少するようである。このようにみると生産年齢人口に相当する16歳から64歳の人口に対する割合については、1998年は63.6%、2018年には62.7%にまで減少しており、2038年の将来予測では58.4%にまで下落する。生産年齢人口の減少は人口減少社会の特徴であり、経済成長の鈍化、経済の縮小化が懸念される。

なお、出生時の平均寿命の最新の数字では、平均寿命の伸びは鈍化していることを示している。2015年から2017年に生まれた者の平均寿命は、2014年から2016年の水準と比して改善されていない³。とはいえ、過去最高の平均寿命であり、過去30年の間に男性の平均寿命が伸びたことによって男女間の平均寿命の格差は縮小している。

2-2. 長寿リスクと公的年金制度

さて、平均寿命の延伸は高齢者の生活リスクをとともなう。すなわち老後の所得あるいは生活費が不足するおそれであり、高齢期における疾病リスクや介護リスク費用の増大にとともなう医療費や介護費の負担問題である。こうした生活保障のうち、老後の所得保障については国民保険（National Insurance）としての公的年金で対応し、医療保障は国民保健サービス（National Health Service：NHS）、介護保障は地方自治体による社会サービスで対応される。

ところで、これらの生活保障の問題はピラミッド型の三層構造からなる経済的保障の考え方に当てはめて把握できる。このピラミッドの横幅は各種の制度の加入者や利用者の対象の範囲を表しており、高さは経済的保障の水準を表している。

まず、三層構造の最下層に位置づけられる社会保障で、国家が営む社会保障制度や社会保険制度によって、すべての国民の経済的保障の達成を目指すものである。その上にあるのが企業保障であり、従業員とその家族が抱えるリスクに対応する考え方で、企業年金制度や企業が独自に給付するFRINGE・ベネフィットを活用することで実現される。これらには退職金・退職一時金も含まれる。企業保障の上に位置付けられるのが、個人として経済的保障の達成を目指すという個人保障である。自助努力の範囲のなかで、生活者自らが個人保険・個人年金を購入することで個人保障を目指すものである。

さて、本節では老後の所得保障に焦点を当てて、イギリスにおける経済的保障の構造をみよう。イギリスの公的年金制度はその持続性を重視し、財政負担の軽減を図るための改革が行われてきた。かつては1階部分の国家基礎年金（Basic State Pension：BSP）と国家第2年金（State Second Pension：S2P）からなる2階建ての制度体系であったが、2016年から、低所得者を除くすべての就業者を加入の対象とする国家年金（New State Pension）の1階建て（‘single tier’）となり、シンプルで公平さを目指した年金制度が発足するところとなった。

³ 男性は79.2歳、女性は82.9歳である。

2010年代に行われた一連の年金改革⁴では、他の国の公的年金制度と比して低い給付水準を補うために私的年金の機能拡大をともなった。たとえば、企業年金については、長寿リスクにかかる企業のリスク・ヘッジの影響もあって、勤続年数や最終賃金、または平均的な評価額に基づく確定給付型（DB型）から、拠出金の運用成果が給付に反映される確定拠出型（DC型）を導入する企業が増えている。企業は従業員を職域年金に加入させる義務を負っており、DC型の国家雇用貯蓄信託（National Employment Savings Trust：NEST）の設立は、それを支援する役割を果たしている。また、1988年に創設された個人年金は、職業別スキームを利用できない人や頻りに転職する加入者に、老後の所得保障のための私的手段を提供している。

このようにみるとイギリスの老後の所得保障については、すべての国民を対象とする社会保障の特徴である加入者の範囲を保証する一方で、ピラミッドの高さに相当する経済的保障の水準については職域年金をはじめとする私的年金の企業保障と個人保障に委ねられている。このことは十分な老後の所得保障の水準をめぐる消費者の潜在的な年金・保険需要を喚起し、老後の所得保障における保険会社間の市場競争に作用するだろう。次節では、イギリスの保険市場の競争にかかる規制構造の動向から市場競争がどのように把握されてきたかを確認する。

3. 保険競争と規制環境

3-1. 保険規制の動向

イギリスの保険業における監督規制は金融市場の安定化を図るなかで規定され、保険市場においては保険競争に影響を及ぼす大きな要因である。イギリスの保険業にかかる規制分野は大雑把に3つの分野に分類できる。すなわちシステミック規制、プルデンシャル規制、事業活動の規制である。以下、Rob(2010)に依拠しながらイギリス保険業の規制とその変遷について概観しよう。

システミック規制の分野は、金融市場においてある事象が大規模かつ相互に関連した障害が生じた場合に、金融システム全体の機能不全や破綻の防止を目的としており、保険市場におけるシステミック・リスクには大規模再保険者の破綻が想定されよう。現在の金融監督体制下では、イングランド銀行（Bank of England, 以下 BOE）に設置されている金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, 以下 FPC）が、金融システム全体に関連するシステミック・リスクの特定・評価、すなわちマクロ・プルーデンス面で監督機関の機能を果たしている。

プルデンシャル規制の分野は市場参加者である個別の保険会社の財務健全性にかかる規制、すなわちミクロ・プルーデンス面にかかる規制であり、保険契約者の消費者利益の間

⁴ 公的年金制度の2階部分についてみれば、1978年に所得比例方式の付加年金（State Earning Related Pension：SERPS）が導入されたが、受給者の給付水準上げのために2001年に廃止し、代わって国家第二年金が創設された経緯がある。

接的な保護を目的とする。プルデンシャル規制は、保険引受業務にかかる認可・免許の付与、財務・統計情報の監視、監督機関による介入の業務に関連し、これらは BOE 内の健全性規制機構（Prudential Regulation Authority、以下 PRA）が担当している。

事業活動にかかる規制は、保険契約者の消費者利益の直接的な保護を目的とし、行動規範、オンブズマン制度、保険契約者保護制度に関連する。保険会社と保険契約者との保険契約との間に監督機関が介入することも含まれる。事業活動にかかる規制の措置は金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、以下 FCA）による業務によって遂行される。

保険販売や料率設定などを含む保険競争をめぐる保険契約者の消費者利益保護は優先すべき重要な対象であり、それゆえ保険契約者の消費者利益を損なう保険会社の事業活動について監督機関による介入は正当化されることも考えられる。しかし、これは保険会社を保護の対象から外すことを意味するものではない。なぜなら保険業は銀行業ほど市場の信頼の毀損に敏感ではないし、業界の評判の保護を図ることが望ましいとも考えられる。それゆえ保険契約者の消費者利益に照らして、不適切あるいは不当な競争から事業活動を適切に行う保険会社を保護することは重要な内容であろう。これらは市場システムの混乱あるいは不適切な事業活動にともなう国民の経済的損失を回避し、社会的な利益に適っている。

イギリスにおける保険規制は段階的なプロセスを経て、複雑化する保険市場に対応してきた。戦後の保険会社法（Assurance Companies Act 1946）は預金保険制度が廃止され、ソルベンシー・マージン制度に置き換えられた。しかしながら、1960年代から1970年代の短期間で三度の保険会社の破綻を受けて、保険規制の拡大が求められた。1970年代には、イギリスが欧州経済共同体の加盟により、加盟国の保険規制を調和させるために英国は第1次損害保険指令（73/239）と第1次生命保険指令（19/267）を制定した。欧州における単一の保険市場への道が開かれ、現在のイギリス保険規制の基礎となっている。

1982年に制定された保険会社法（Insurance Companies Act 1982）は保険業界全体にとって重要な法案となった。保険会社法におけるプルデンシャル規制は、保険事業の認可、ソルベンシー規制、会計報告書の作成・提出を通じた財務健全性の監視（モニタリング）、ソルベンシー・マージンの問題に抵触するおそれがある場合に監督当局による事業への介入の措置、そして、最終的に保険会社の強制的な解散をも含み、これら法律の大部分は2000年に金融サービス市場法（The Financial Services and Markets Act 2000）に引き継がれている。2016年以降、一般保険会社に対するソルベンシー要件（いわゆるソルベンシー I）の問題点を改善するようにソルベンシー II 規制が導入された。ソルベンシー II では、バーゼル II と同様の原則に基づき、保険会社が自己資本の必要性を評価する必要がある。こうして保険会社の事業活動、ボラティリティの程度、再保険の利用可能性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどのリスク関連要因がソルベンシーにかかる評価に反映されることとなった。イギリスの EU 離脱において、ソルベンシー II 規制の内容に適うように保険財務の経済的評価を担保することは引き続き議論すべき事項であろう。

3-2. 保険規制と市場競争をめぐる議論

ところで、上述の保険規制はどのような根拠にしたがって実施されたのだろうか。根拠となる論点として、不適切な保険引受業務、モラル・ハザードの防止、保険供給の無制限、販売チャネルのクロスオーナーシップの問題が挙げられる。

保険の原理・原則から保険引受業務についてみよう、保険は大数の法則の作用に基づき、保険事故の発生によって生じる保険会社が支払う保険金（額）の期待値に見合った保険契約者の個別保険料を算出する（給付・反対給付均等の原則）。その上で、保険会社による保険経営の収支、すなわち特定の保険において保険契約者が支払う収入保険料の総額と、保険事故の発生ともなつて保険会社が支払う支払保険金の総額が均衡するという収支相等の原則が導かれることが望ましい。それゆえ保険会社は、保険事業にかかる種々の業務、すなわち公平な保険料の計算、再保険の手配、プール資金の運用、保険金支払いの管理などについて責任を負うのである。なお、これらの業務管理の重要性については、リスク・プーリングの管理の観点からも同様の帰結を得られる。また、特定の保険会社が合理性・公平性を欠くように個別保険料を割安に設定していた場合は、他の保険会社は合理性を欠く保険引受を行うかもしれないし、あるいは市場競争を通じて市場シェアを失うかもしれない。これは保険業界全体にダメージを与える要因として作用するおそれがある。

保険には保険契約により保険加入者が保険事故の発生を防止する努力を怠ってしまう問題（モラル・リスク）がある。また、保険加入者が保険事故発生の可能性を高めうる既往歴を隠して保険に加入するようなモラル・リスクが備わっており、これらも規制の根拠となりうる。

理論上、保険会社は市場への保険供給について経済的な大きな制約を受けることはない。たとえば、自動車メーカーが一定の割合で生産量を増加させるときは、生産性にかかる資本、労働を投入しなければ達成しえないが、自動車保険会社がインターネット上で保険を販売し、保険の供給量をほぼ合理的に考えられる割合で増加させることには、経済的な制約は小さいだろう。保険金支払いに準備される資本要件、すなわち責任準備金の大部分は保険が販売された後に発生する。かかる意味で保険は販売即生産財である。他方、このことは保険会社が責任準備金を適切に積み立てられない場合に、保険契約者との保険契約の内容を遂行できないおそれがある。その他にも潜在的な保険需要の拡大に対して市場の保険供給量の均衡が保たれていない状況下では、市場における保険の価格の低下を招く可能性を否定できないことから規制の必要性が言及される。保険市場の価格の引上げはハード市場で見られる。

保険販売のチャネルでは、独立エージェントやブローカーがあるが、保険会社が独立した保険仲介業者に支配的な株式を所有することは禁止されていない。販売チャネルをめぐる保険規制はいわゆるクロスオーナーシップの問題と関連する。

しかしながら、これらの根拠に基づく保険規制について種々の議論があることも無視できない。典型的な議論はシステミック・リスクと保険の本質の関連、そして保険規制にか

かるコストの問題である。前者について、金融市場におけるシステミック・リスクは監督当局の大きな関心事であり、それは流動性の欠如や信用の喪失が金融システム全体で生じる連鎖的な破綻につながりかねない。それゆえシステミック・リスクの管理を適切に誘導し、市場の信頼性を維持することは、銀行規制で優先されるべき重要課題と理解される。

しかしながら保険は、システミック・リスクに起因する信頼性の問題に直面していない。銀行の顧客が預金をするとすぐに債権者になるのに対し、一般の保険会社の顧客は、被保険者としての損失をもたらす事象が発生して初めて債権者になる。したがって、保険者にとってのリスクは、予想以上の損失・損失が発生することである。これは保険金支払いの余力に関するソルベンシー・リスクであり、保険引受と適切な再保険の活用により、当該リスクを許容可能なレベルまで低減することができよう。

次に、監督当局による保険規制は間接的なコストを増加させる可能性がある。理論的には、規制による参入障壁の形成は市場競争を減退させて、価格を上昇させるように作用する。しかし、規制は消費者の不利益になるように価格を歪めるリスクがあるが、これは避けられない結果ではない。保険市場に適切あるいは有効な競争があるならば、価格理論上の完全競争は価格を形成する前提条件ではないだろう。

規制の結果として考えられるのは、規制のコストが所得に占める割合が低い大企業に有利になるように市場を歪めてしまうことである。

このようにみると監督当局の関心は、相反する可能性のある 2 つの消費者の関心事を保護することである。明らかに消費者は、保険会社が適切に管理され、資金調達されていることに合理的な自信を持つ必要があり、そうしないと保険金が支払われない危険性がある。消費者はまた、お金に見合った価値を求めており、これを達成するための最良の方法は競争市場を経由することである。

厳格な保険規制は、新規参入を阻止によって過度な競争状態を回避し、また保険会社の財務状況の経済的評価を通じて安全性を提供する一方で、市場への参加を一握りの大企業や強力な収益力を有する保険会社に限定してしまうだろう。このことは、かえって競争力のある市場の発展を阻害する危険性を生み出すかもしれない。それゆえ規制強化の要請は、競争への影響を考慮して検討されるべきであろう。

ソルベンシーⅡの導入により、保険会社の破綻リスクは減少すると考えられているが、それは正しく施行された場合に限られる。この保護の強化にはコストがかかる。最悪のシナリオは、規制強化に伴う追加コストが発生することであるが、執行の不備が原因で、期待された利益は実現しないということである。

4. イギリス保険業の市場分析

4-1. 保険料の国際比較

図表 4-1 と図表 4-2 はいずれも生命保険料と損害保険料の合算である合計保険料に関する世界市場の占有率と増加率を集計したものである。いずれも図表も Swiss Re 社の調査内容を SOMPO 未来研究所がまとめた数値を用いている。2016 年のイギリスの世界シェアは 6.43%、2017 年は 5.79%、2018 年は 6.48%であり、これらの平均値は 6.23%である。市場のシェアの変動が見られるが、アメリカ、中国、日本に次ぐ世界で 4 番目のシェアを維持しており、ヨーロッパのなかでは最大のシェアである（図表 4-1 参照）。対前年増加率では、2016 年と 2017 年の増加率はマイナスであったが、2018 年のイギリスの増加率は 5.2%にまでプラスに転じ、アメリカ（5%）、日本（3.8%）を上回る（図表 4-2 参照）。しかしながら、ヨーロッパの上位国の増加率との比較においては、イタリア（6.9%）、ドイツ（6.3%）、フランス（5.6%）を下回り、最下位に位置づけられる。

ところで、合計保険料の内訳をみると、生命保険料は損害保険料を上回る 2 倍の規模である。現在、イギリスでは、355 社の保険会社が監督当局より認可を受けて生命保険事業を営んでおり、そのうちイギリス国内で活動している保険会社は 168 社で、残りの 187 社は EU に加盟していない欧州経済領域（European Economic Area, EEA）から事業を営む会社である。大部分の保険会社は終身保険（Life and Annuity）や物価変動にかかるリンク長期保険（Linked long-term）を扱っている。

それゆえ、公的年金制度における職域年金や個人年金の加入の動向は生命保険市場の競争を通じて、生命保険料の増減に影響を及ぼすだろう。実際のところ、年金規制当局によれば、職域年金において事業主に課せられている従業員の自動加入の義務が加入者の増加に寄与したと報告しており⁵、これらは生命保険料の増加を押し上げていると考えられる。

図表 4-1 合計保険料の世界シェア（単位：%）

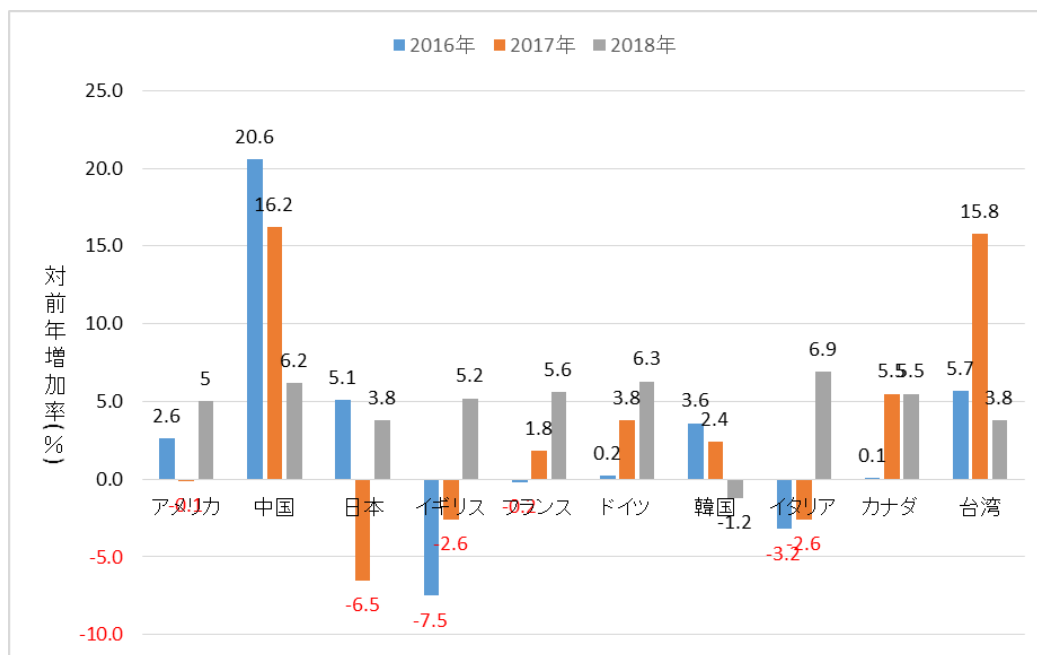
| | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|------|-------|-------|-------|
| アメリカ | 25.58 | 28.15 | 28.29 |
| 中国 | 9.85 | 11.07 | 11.07 |
| 日本 | 9.96 | 8.63 | 8.49 |
| イギリス | 6.43 | 5.79 | 6.48 |
| フランス | 5.02 | 4.94 | 4.97 |
| ドイツ | 4.54 | 4.56 | 4.65 |
| 韓国 | 3.61 | 3.7 | 3.45 |
| イタリア | 3.43 | 3.18 | 3.28 |
| カナダ | 2.42 | 2.44 | 2.46 |
| 台湾 | 2.14 | 2.4 | 2.35 |

出所：SOMPO 未来研究所「世界の保険市場」各年度より作成。

注：合計保険料は生命保険料と損害保険料を合算した値。

⁵ ABI. (2018), p.26.

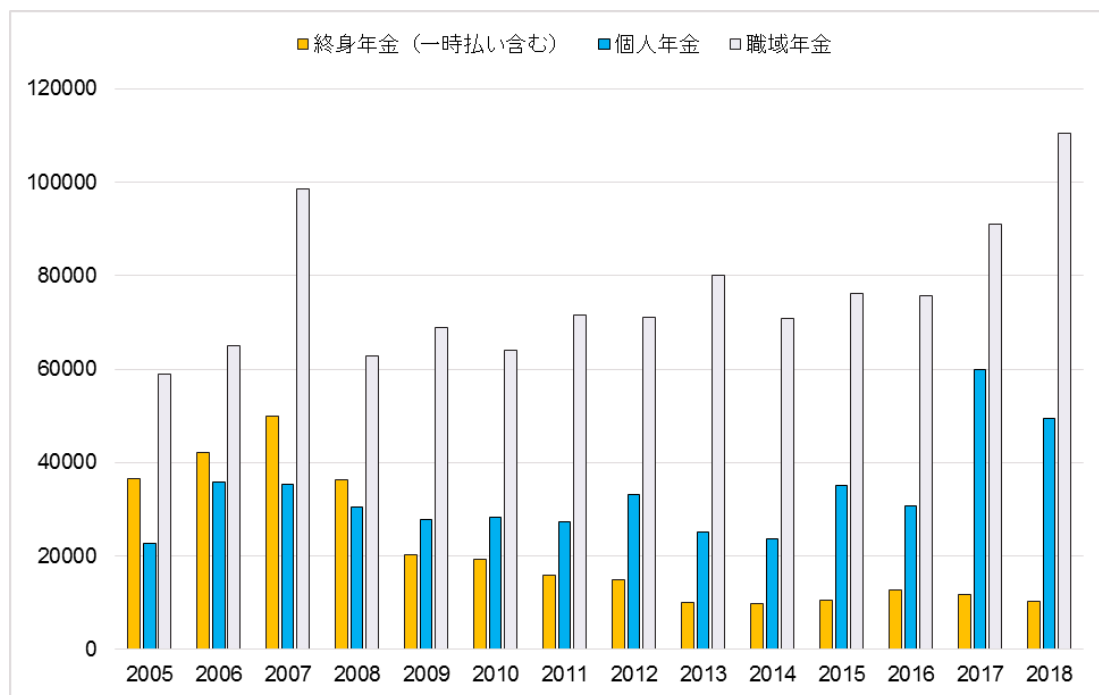
図表 4-2 合計保険料の対前年増加率の国際比較（単位：％）



出所：SOMPO 未来研究所「世界の保険市場」各年度より作成。

注：合計保険料は生命保険料と損害保険料を合算した値。

図表 4-3 年金保険の推移（単位：ポンド）



出所：ABI ホームページより作成

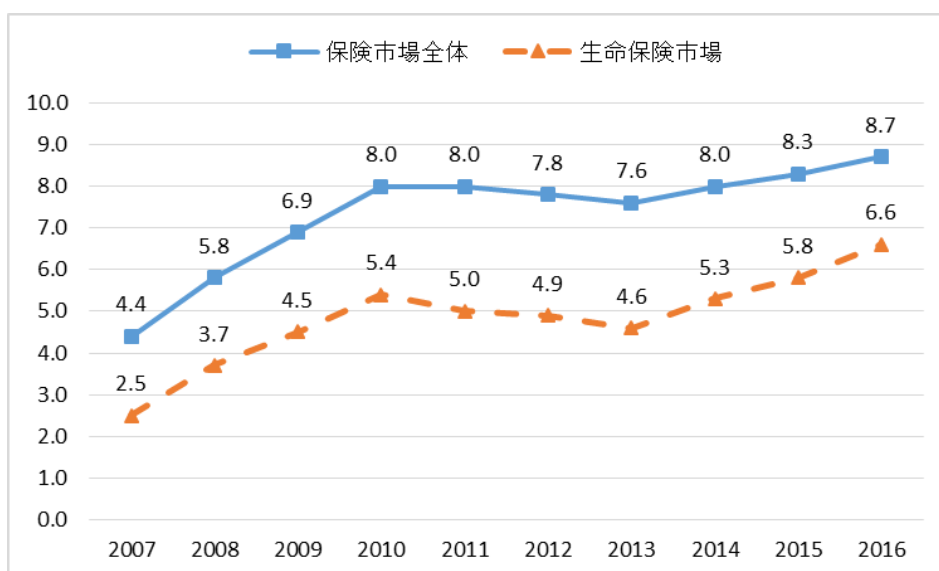
そこで、より詳細に年金保険料の推移をみよう。図表 4-3 の終身保険は一時払い終身保険の保険料と定期的払込み終身保険の年金保険料を合算した値である。終身年金の保険料は 2007 年から大きく減少傾向に転じ、2013 年以降は大幅な減少はなく横ばいに推移している。職域年金は終身年金と同様に 2007 年から減少したが、2011 年以降は増加と減少の緩やかなサイクルになっている。他方、職域年金の保険料は 2007 年の増加は顕著であったが、2008 年以降は増加傾向にある。

4-2. 相互扶助組織の市場分析

上述した 2016 年、2017 年のイギリス保険市場の保険料が落ち込むなかで、相互保険会社および非営利保険会社の保険料は増加している（図 1 参照）。これらの企業組織は相互扶助の理念を目指す組織形態であり、保険市場において相互扶助組織に該当する保険会社の歴史は古い⁶。現在では、相互保険会社のほか、ミューチュアルと呼ばれる、非営利保険会社、フレンドリィ・ソサエティ（共済組合）、協同組合保険会社、慈善団体、非営利団体が過半数を所有する有限会社である。

2016 年のイギリス保険市場では、約 100 社のミューチュアル保険会社が活動し、3,000 万人以上の組合員または契約者に保険を供給してきた。保険料の市場シェアは 2007 年（4.4%）から 2010 年（8.0%）までの 3 年間に市場占有率を高めており、2011 年（8.0%）から緩やかに減少したものの 2014 年には再び 8.0%にまで増加し、以降は増加傾向である（図表 4-4 参照）。

図表 4-4 ミューチュアル・相互保険会社の市場占有率（単位：%）



出所：ICMIF. 2017 より作成

⁶ 歴史ある保険会社の大部分は相互保険会社（ほとんどがフレンドリィ・ソサエティ）であり、150 年以上にわたって事業を展開してきた。ICMIF. (2017), p.3.

相互扶助組織である保険会社の生命保険料は 2013 年以降急増した結果、イギリスの生命保険市場に占めるミューチュアル・相互保険会社の市場占有率は 2007 年の 2.5%から 2016 年には 6.6%にまで増加した。過去 3 年間（2013 年の 4.6%から）と比べて 2 ポイントの増加が含まれる（図表 4-4 参照）。

これらの成長の背景には、ミューチュアル・相互保険会社が、イギリス国内の生命保険会社と同様に公的年金制度の変革の影響を受けたことを暗に示している。つまり、イギリスの生命保険市場は、老後の所得保障手段を確保するための保険消費者にとって、年金保険を購入する選択肢が一般的な保険会社とミューチュアル・相互保険会社を含めて複数存在する。そして複数の保険供給者の存在は市場競争を促すのであり、ミューチュアル・相互保険会社が活動する市場は保険会社の市場と競合関係にあることを示している。

5. おわりに

本稿はイギリスの人口の高齢化にともなう経済的保障の達成の状況について確認を試みた。社会保障制度の改革が個人年金・企業年金といった私的年金への依存性が高まり、それが老後の所得保障をめぐる保険市場の需要拡大につながることを確認した。他方、保険市場の競争促進は消費者利益の保護との両立を図る必要があり、この点について、これまでのイギリス保険業の規制の動向から把握を試みた。現在の規制構造がプルーデンス規制、すなわち財務健全性にかかる規制強化を目指すものであることを確認した。そして、このような社会環境と規制環境の現状を前提に保険市場の保険料の推移を分析し、イギリス保険市場の特性について考察を行った。その結果、次の考察結果を得た。

- (1) イギリス保険市場の特性は、一般的な民間保険会社のみを想定するのではなく、ミューチュアルや相互保険会社との併存のなかで市場競争が展開されていること。
- (2) さらに、保険市場の競争に委ねて長寿リスクの解消を図るのであれば、異なる行動原理にしたがう会社と（相互扶助）組織との相互関係を前提としなければならないことである。

近年、日本においても将来の長寿リスクに向けて、経済的保障の基本的な考え方である自助・共助・公助のあり方があらためて問われている。こうした問題意識に従って他国との比較分析を行う場合の前提条件を明示した点に本稿の意義がある。

(以上)

参考文献

- 1 ABI. (2018), “UK Insurance and Long-Term Savings: The state of the market”.
- 2 Azima, Dania & Haditha Mebane. (2020), “An Overview of Insurance Companies Sector in the U.K.”, URL: https://www.researchgate.net/publication/342703836_An_Overview_of_Insurance_Companies_Sector_in_the_UK (2020年12月31日アクセス)
- 3 ICMIF. (2017), “Market Insights 2016 UK”.
- 4 Office for National Statistics. (2019), Overview of the UK population: August 2019.
- 5 Sagan, A. & Thomson, S. (2016), Voluntary health insurance in Europe: Country experience. Geneva, Switzerland: World Health Organization Regional Office for Europe.
- 6 Hoyts, Rob. (2010), *Insurance Theory and Practice*.
- 7 United Nations. (2020), “World Population Prospects: 2019 Revision.”
- 8 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (2020)『諸外国における金融制度の概要に関する調査報告書』 : <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf> (2021年1月20日アクセス)
- 9 SOMPO 未来研究所『世界の保険市場』各年度。